

CSV経営・健康経営時代の「企業×森林」フォーラムⅡ

持続可能な開発目標(SDGs)と 森林、健康、地方創生

平成30年3月2日

林野庁 森林利用課長

今 泉 裕 治

概要（アウトライン）

- 「持続可能な開発」とは？
- 持続可能な開発目標（SDGs）について
- 「持続可能な森林経営」（＝森林の多面的機能の持続的発揮）
- 森林がむすぶ企業と山村： 持続可能な企業経営と持続可能な地域経営に向けて

「持続可能な開発」(1)

Sustainable Development

- 近代の技術革新や経済成長は多くの果実を生んだ一方で、人口爆発、資源の枯渇・劣化、環境汚染などの問題も引き起こした ⇒ 資源・環境の有限性への気づき
- 1960年代 「宇宙船地球号」
- 1972年 ローマ・クラブ 「成長の限界」
- 1972年 国連人間環境会議
- 1987年 ブントラント委員会報告書 「Our Common Future」(邦題『地球の未来を守るために』)・・・「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という「持続可能な開発」の概念を提起

「持続可能な開発」(2)

Sustainable Development

- 1992年 地球サミット(リオ会合)
 - 「リオ宣言」「アジェンダ21」「森林原則声明」採択
 - 気候変動枠組み条約、生物多様性条約の署名開始
- 2001年 「ミレニアム開発目標(MDGs)」
 - 発展途上国向けの開発目標として策定
- 2002年 ヨハネスブルク・サミット(リオ+10)
- 2012年 国連持続可能な開発会議(リオ+20)
- 2015年 「持続可能な開発目標(SDGs)」
 - 先進国を含む国際社会全体の開発目標として策定
 - 全ての関係者(政府、企業、市民、学術界など)の役割を重視

「持続可能な開発」の理念（国際的な共通理解）

- 環境のもたらす恵みを将来世代まで引き継ぐという長期的視点に立つもの
- 地球の大自然の営みとのきずなを深めるような新しい社会や文化を希求するもの
- 人間としての基礎的ニーズの充足を重視しつつ、浪費を避けるような新しい発展の道を実践することにより、世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとするもの
- 多様な立場の人々が参加・協力し役割を分担

（環境保全活動推進法に基づく基本方針（H24閣議決定）より抜粋）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



Public Private ACTION for Partnership!!

～SDGsで日本を元気に,世界を元気に
その主役はあなたです!～

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

持続可能な森林経営

地球温暖化防止

生物多様性保全

砂漠化防止

住民の生計向上

森林減少・劣化
の防止

人材育成

違法伐採対策

再生可能資源の
活用

自然災害への
対応

“Sustainable forest management as a dynamic and evolving concept aims to maintain and enhance the economic, social and environmental value of all types of forests, for the benefit of present and future generations.”

UN Resolution 62/98, establishing the Non-Legally binding instrument on all types of forests:
<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N07/469/65/PDF/N0746965.pdf?OpenElement>

■ 森林が発揮する多面的な機能



木材等の生産



清らかな水や国土の保全



レクリエーション・保養の場



生物多様性の保全

森林・林業基本法

(昭和39年7月9日法律第161号 (註)平成13年6月に旧林業基本法から改正)

第2条(森林の有する多面的機能の発揮)

森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、**公衆の保健**、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(=「森林の有する多面的機能」)が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

第17条(都市と山村の交流等)

国は、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりある生活に資するため、**都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(9) 山村の振興・地方創生への寄与

③ 都市と山村の交流促進

山村に対する都市住民等の関心の高まりを踏まえ、豊かな自然環境、良好な景観等を活用し、都市から山村に人を呼び込み交流を促進する。また、交流を通じ、森林・林業に対する理解者・協力者を増やしていくこととする。

このため、**森林空間をレクリエーションなどの観光や健康増進、環境教育、体験活動等の場として総合的に利用する取組を推進する。**

(11) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

① 多様な主体による森林づくり活動の促進

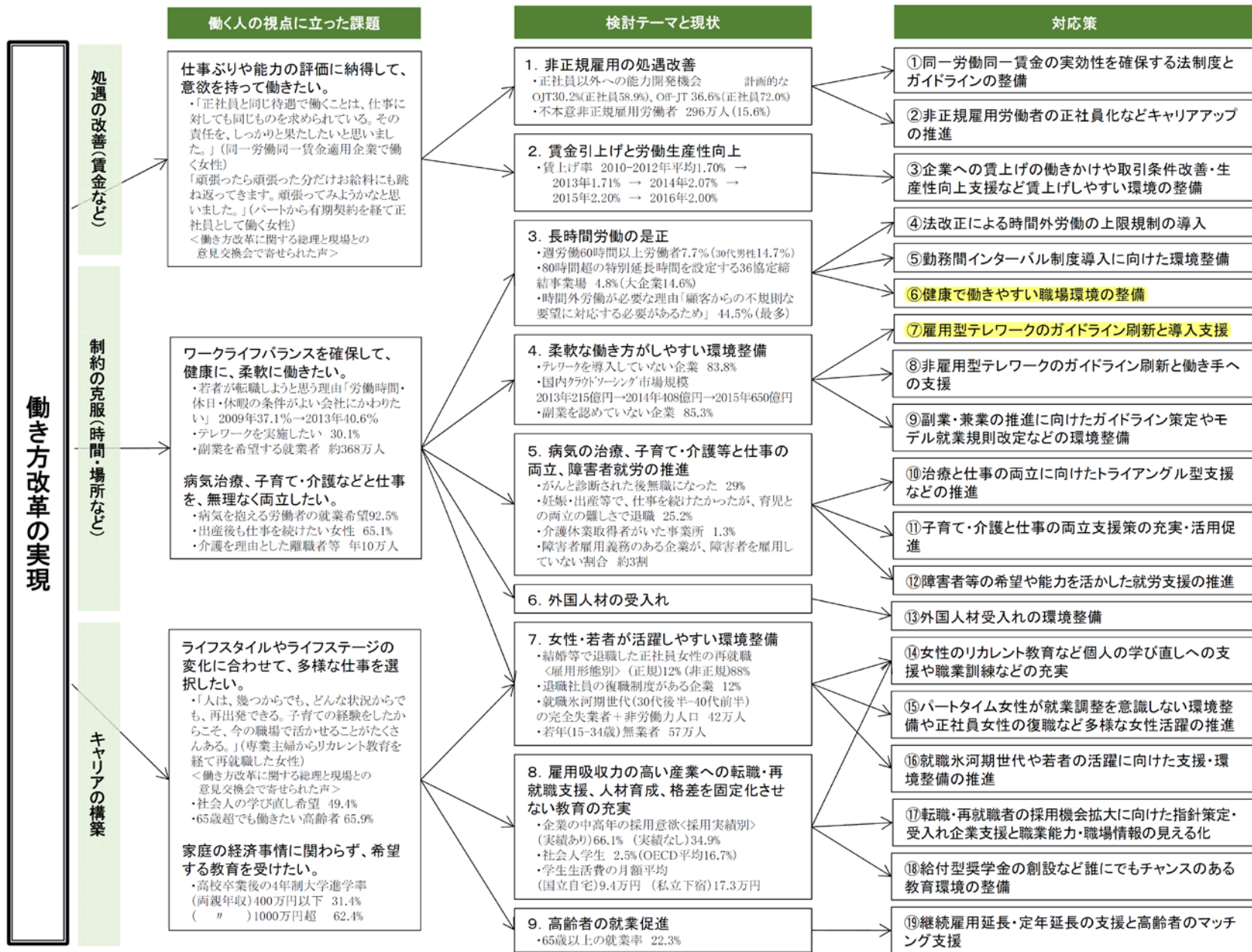
多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、**企業・NPO・森林所有者・地元関係者等のネットワーク化などによる連携強化**、森林づくり活動のフィールドや技術等の提供、**企業等の民間資金や「緑の募金」による資金援助等を推進する。**

森林がむすぶ企業と山村

＜持続可能な企業経営と持続可能な地域経営に向けて＞

- 人口減少・超高齢化社会を迎えたわが国において「持続可能な開発」を実現していくためには：
 - 行政も企業も地域も、限られた人材や資源のポテンシャルを最大限発揮していく必要
(働き方改革、一億総活躍、地方創生といった政策課題は、全てこの文脈でとらえられる)
 - 行政(国と地方、関係省庁や部局の壁を超えて)、企業(多様な地域や業種)、市民社会(老若男女、多様な主体)が、対等な立場で、それぞれの強みを活かし弱みを補完し合う関係を構築する必要

働き方改革実行計画について（H29.3.28働き方改革実現会議決定）



「明日の日本を支える観光ビジョン」概要

これまでの議論を踏まえた課題

平成28年3月30日策定

- 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。
- 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。
- CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
 - 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1

「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

- 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放
 - ・ 赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放
- 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ
 - ・ 2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ
 - ・ 2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
- おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ
 - ・ 2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点 2

「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

- 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ
 - ・ 60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援
- あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現
 - ・ 欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
 - ・ MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
 - ・ 首都圏におけるビジネスビジットの受入環境改善
- 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化
 - ・ 2020年までに、世界水準DMOを全国100形成
 - ・ 観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

視点 3

「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

- ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現
 - ・ 世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
 - ・ ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現
 - ・ キャッシュレス観光を実現
- 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現
 - ・ 「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化
 - ・ 新幹線開業やコンセクション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現
- 「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現
 - ・ 2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
 - ・ 家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

